



# しもつま

# 市議会だより

第173号 平成20年2月8日発行

発行/下妻市議会 発行責任者/議長 木村 進 編集/議会だより運営委員会  
〒304-8501 下妻市本城町2-22 電話(0296)43-2111(代) 内線1112・1113

## 今月号のあんない

定例会・臨時会	2
議長・副議長就任ごあいさつ	3
各委員会、一部事務組合 議会議員の構成等	3
新市議会議員紹介	4～5
一般質問	6～14
議会用語	15
請願・陳情の審議結果	16
常任委員会の役割	16
議会日誌	16



**迎春** 新構成で議会がスタート!

# こんなことが決まりました

平成19年 第4回 定例会		
議案番号	件名	結果
議案第60号	下妻市議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定	原案可決
議案第61号	下妻市職員の育児休業等に関する条例及び下妻市企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正	原案可決
議案第62号	下妻市庁舎建設基金条例の制定	原案可決
議案第63号	下妻市市税条例の一部改正	原案可決
議案第64号	第5次下妻市総合計画の基本構想	原案可決
議案第65号	国土利用計画（下妻市計画）	原案可決
議案第66号	下妻市営土地改良事業の実施	原案可決
議案第67号	市道路線の認定	原案可決
議案第68号	市道路線の廃止	原案可決
議案第69号	平成19年度下妻市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第70号	平成19年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第71号	平成19年度下妻市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第72号	下妻市教育委員会委員の任命	同意
議案第73号	下妻市教育委員会委員の任命	同意
議案第74号	下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任	同意
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めること	同意
諮問第3号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めること	同意
議員提出議案等		
議員提出議案第2号	下妻市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	継続審査
平成20年 第1回 臨時会		
議案番号	件名	結果
議案第1号	下妻市職員の給与に関する条例の一部改正	原案可決
議案第2号	下妻市国民健康保険税条例の一部改正	原案可決
議案第3号	平成19年度下妻市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第4号	平成19年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第5号	平成19年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第6号	平成19年度下妻市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第7号	平成19年度下妻市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決

## 平成二十年 第1回 臨時会

## 平成十九年 第4回 定例会

第4回定例会は、11月6日に招集され、11月16日までの11日間にわたって開かれました。この定例会では、市長提出議案15件、諮問2件の審議が行われ、それぞれ原案のとおり可決・同意されました。

なお、議員提出議案1件及び請願1件が提出されましたが、継続審査となりました。

第1回臨時会は、平成20年1月16日に開催されました。臨時会では、市長提出議案7件の審議が行われ、それぞれ原案のとおり可決されました。



平成19年第4回定例会において  
次の方々が同意されました。

◇教育委員会委員

吉田 充氏  
青木 明美氏

◇下妻市及び下妻地方広域事務組

公平委員会委員

中山 倭王氏

◇人権擁護委員

井上 讓氏  
中島 武男氏



# を紹介します

(議席順)



小竹 薫  
五箇201番地  
2期



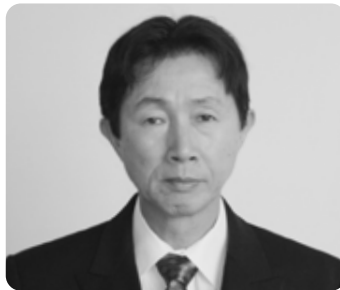
廣瀬 榮  
鯨288番地  
1期



斯波 元気  
半谷773番地38  
1期



笠島 道子  
高道祖4634番地5  
2期



原部 司  
加養834番地3  
2期



菊池 博  
鎌庭132番地3  
2期



山中 祐子  
加養3343番地  
3期



柴 孝光  
鎌庭2215番地  
3期



須藤 豊次  
前河原735番地1  
3期



谷田部 久男  
赤須438番地  
4期



田中 昭一  
皆葉1692番地1  
3期



増田 省吾  
小島969番地3  
3期

# 新市議会議員24人



広瀬 明 弘  
福田135番地  
4 期



飯塚 薫  
柳原235番地  
4 期



中山 勝 美  
数須320番地2  
4 期



山崎 洋 明  
高道祖4568番地  
6 期



平井 誠  
下妻乙569番地10  
6 期



木村 進  
肘谷240番地3  
5 期



篠島 昌 之  
大宝611番地  
8 期



笠島 和 良  
高道祖4624番地  
6 期



初沢 智 之  
本城町1丁目64番地  
6 期



稲葉 富士夫  
下妻乙192番地3  
9 期



石塚 秀 男  
高道祖4241番地5  
8 期



磯 晟  
長塚186番地  
8 期

平成十九年第四回定例会

# 一般質問

今定例会では、13名の議員から市政各般についての一般質問が展開されました。  
要旨は次のとおりです。

## 安心、安全なまちづくり

増田省吾 議員

### 質問

(1)国では食育基本法が平成17年、法律第63号、第15条に規定され、

政府が食育の重要性を関係部署に推進している。輸入物の安心できない食物や、実際のものとは違った材料での食品加工品や、賞味期限をごまかした食品と、不安な食材や食品が回っている今日だからこそ、食育が重要ではないか。そこで農産物の生産者や食品加工メーカー、販売店、学校、地域、家庭、子供から大人などへの指導・監督、そして啓蒙等、当市の状況、施策と実践等、社会教育の関わりを含め、当局の見解を伺いたい。

(2)長寿世界一になった日本の今後の課題は、健康長寿である。高齢者の方は、個人差があるが、休まずに歩ける距離は200mぐらいと言われており、すなわち、地元のある集会所や、空き家、空き店舗などを市が一時的に借り上げ、その場をふれあいのできるサロン

的に活用し、自宅から歩ける方は歩いて、不自由な方は手を借りて仲間と過ごし、互いに刺激し合い、自由に過ごすことのできる場をつくるのが急務ではないか。国が示した画一的な施設のほかに、下妻市の実情に合った、対象となる方々のためになり、その方々の目線で常に考えた施策を展開すべきと思われるが、市当局の見解を伺いたい。

(3)ISO（国際標準化機構）は、経営者が理想とする会社にする経営管理の規格である。行政で言うところ、お客様である市民に満足、信頼され、尚かつ財政がよくなり、経営がうまくいくために何をしたらよいかである。組織が活性化され、魅力的な行政に大変身できると思われる。目下自治体でも導入され始めている。当市においても、市民に信頼され、内容が更によくなるためにも、導入すべきと思われるが、当局の見解を伺いたい。

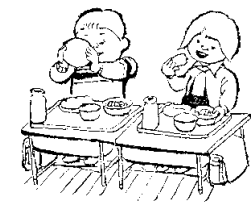
### 答弁

(1)当市では、市民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、食育に関するさまざまな取り組みを

## 一般質問者の氏名・項目は次のとおりです。(通告順)

- |  |   |   |   |  |  |   |  |  |  |  |   |                                      |
|--|---|---|---|--|--|---|--|--|--|--|---|--------------------------------------|
| <p>1 増田 省吾 議員</p> <p>1 安心、安全なまちづくり</p> <p>2 1点突破全面展開</p> <p>3 市民協働のまちづくり</p> | <p>2 平井 誠 議員</p> <p>1 国保税の引下げを求めます</p> <p>2 高齢者にやさしい市政を求めます</p> <p>3 競輪場外車券売場設置計画(総上・西古沢地区)の経過と今後の見通しについて</p> | <p>3 笠島 道子 議員</p> <p>1 妊産婦の定期健診に伴う公費の助成拡大について</p> | <p>4 中山 勝美 議員</p> <p>1 子どもの安全対策・通学路の整備について</p> <p>2 公営墓地公園の整備について</p> | <p>5 鈴木 秀雄 議員</p> <p>1 農業施策について</p> <p>2 商業対策について</p> <p>3 工業団地の企業誘致について</p> | <p>6 菊池 博 議員</p> <p>1 合併後の市民への対応について</p> | <p>7 山中 祐子 議員</p> <p>1 子育て支援について</p> <p>2 補助金について</p> | <p>8 須藤 豊次 議員</p> <p>1 鬼怒川・小貝川の水害対策について</p> <p>2 魅力ある農業の確立について</p> | <p>9 原部 司 議員</p> <p>1 企業誘致の現状と今後の取</p> | <p>10 栗野 英武 議員</p> <p>1 魅力ある砂沼に整備し、観光誘致、市民のやすらぎと、下妻コシヒカリをブランド米に確立する</p> <p>2 自己財源を確保する政策の意志はあるのか</p> <p>3 梨農家の生産販売の見直しを検討しては</p> <p>4 ヘリコプターによる農薬散布は必要なのか、見直しを検討する時期にあるのでは</p> | <p>11 倉田 憲三 議員</p> <p>1 全国学力テスト結果と市の対応について</p> | <p>12 松田 利勝 議員</p> <p>1 格差のない均衡ある発展は図れているか</p> <p>2 窓口業務の充実について</p> | <p>13 小竹 薫 議員</p> <p>1 農業の発展について</p> |
|--|---|---|---|--|--|---|--|--|--|--|---|--------------------------------------|

行っている。保健センターでは、子供から大人までの生涯を通じた食育をテーマに、市民の心と体の健康づくりを支援することを目指している。また、家庭だけでなく、子供の発達段階に応じて、保育所、幼稚園、学校、行政などの関係機関が連携して食育に取り組む必要がある。平成16年4月より下妻食育ネットワーク会議を設置した。また、農政課では、直売所や市の各種イベントでの地元農産物の販売などのほか、地産地消に重点をおいた学校給食などへの食材の供給を行っている。特に、学校給食においては、これまでにも、国、県の補助事業を活用しながら、地元農産物の利用促進を図ってきたが、今年度から更なる地産地消の拡大を図るために、市単独補助事業として、県外農産物から地元県内農産物に転換することによって生じるコストの一部を、下妻市学校給食食育推進協議会に助成を行うなど、安心・安全な食材の供給に努めている。



(2) 当市における65歳以上の高齢者は、7月現在、総人口4万5992人に、92人に、9419人、20・48%の高齢化率である。高年齢社会のもとで、高齢者が健康で充実した高齢期を送るために、18年度から20年度までを期間とした高齢者保健福祉計画と第3期介護保険事業計画を策定している。その中で、健康づくり事業として、老人クラブ連合会を通して、高血圧防止、糖尿病防止等の料理教室や健康教室を実施している。また、介護予防事業として、各地区の市民センター等を会場に、転倒骨折予防教室を実施している。また、今年4月には、介護保険課内に地域包括支援センターを開設し、高齢者の

### 国保税の引き下げを求めます

平井 誠議員

### 質問

国保税滞納世帯は、平成18年度の決算で見ると、1974世帯と国保加入9222世帯の21・4%余にもなっている。5世帯に1世帯強が、国保税滞納世帯の状況である。そこで、(1)世帯当たりの平等割を1000円減額し、被保険者1人当たりの均等割を500円減額した場合で見ると、国保加入9222世帯、国保被保険者2万1428人として約2000万円あれば、国保税は1世帯平均、2160円引き下げられる。4000万円あれば平等割2000円と、均等割が1000円下げられるの

介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えるための相談窓口となっている。(3) 現在、財政再建、組織事務事業の見直し、企業誘致、協働のまちづくり等について種々検討しているところであり、近い将来において、少なからず良い結果が得られるように、全庁的に取り組んでいるところである。ISOの考え方に一歩でも近づこう、ISOのノウハウを取り入れながら努力して、市民サービスを向上させていきたい。

### 答弁

で、1世帯平均約4300円の国保税引き下げが可能となる。一般会計の当初予算142億4000万円のわずか0・14%の2000万円を、一般会計から国保会計に繰り入れることをすれば、1世帯約4300円の国保税が下げられるということになる。下妻市は、税や保険料を上げてばかりと思いつ込んでいる市民の多くに希望を持たせることになる。小倉市長に、高すぎる国保税引き下げの決断を求めて質問したい。

(2) 平成18年度に国保税の減免された件数は7件、そのうち4件は、刑務所収監者、病气やけがなどで減免されたのは3件であった。しかし、現実には失業、病气、けがなどで収入が途絶えて、国保税が納めきれなくなっている人が増えている。国保税の滞納整理をしながらも、本当に生活に困っている人をきちんと把握して、その人たちの命と健康を守る立場で、対応できる下妻市となっていたらいい。国保税滞納者が市に相談できなくて、病院に行けず重病人となってしまうたり、命を失ったりの悲劇を生むことのないように、滞納者が市役所に来られなくても、電話でも相談できるような、交通手段を持たない方でも、あるいは生活困窮者の方に対しても、きめ細かな対応をすることを求めたい方がいいが。

(1) 平成20年度からは、超高齢化社会を展望した新たな医療保険制度として、75歳以上の高齢者を対象とした現行の医療保険制度とは切り離れた後期高齢者医療制度が施行される。また、国保会計に負担の多い65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を、加入者に応じて負担する前期高齢者納付金制度も導入される。保険税の算定には、後期高齢者支援金加わり、従来の医療分と介護分を合わせて3本立ての保険税となり、前期高齢者納付金については、医療分に加えて保険税の賦課することになる。新たに加わる後期高齢者支援金分を試算すると、75歳未満の被保険者の税負担が、概算で1億1000万円の負担増と見込まれる。当市でも、今後の円滑な国保事業の運営のため、財源確保をしていかなければならない。市民の皆さんの税負担増を極力抑えることを念頭において取り組んでいるが、保険税の引き下げについては、困難と考えているので、理解をお願いしたい。(2) 滞納者の電話での市税国保税を含む全体の納税相談については、まず、相手側が滞納者本人であるかどうかの確認が重要である。本人確認ができる場合には、内容再確認のため、一旦電話を切り、こちらからかけ直しするなどして、慎重に対応している。税額、滞納内訳、納付状況等は個人情報であり、相手方が第三者であることも考えられるので、電話でのやりとりを行うときは、取り扱いは十分に注意をしておいてください。また、国保税の場合であると、保険証発行との関係もあるので、基本的に一旦来庁していただき、納税相談を行い、分納するときは具体的な納付計画を立てた分納誓約をして、保険年金課において、保険証を発行することになる。仕事などの関係で、平日



来庁できない方々の対応としては、毎月第1木曜日の午後7時30分までと、月末の日曜日、午前8時30分より午後5時まで、月2回の時間外納税相談を行っている。また、身体的、高齢等の理由により来庁できない方々については、電話等で状況を聞かせていただいた上で訪問し、納税相談や納付をしていただいているところである。滞納者については、今後とも、どのような方法が納税しやすいかという基本的な立場に立って、納付方法を検討するとともに、完納者の公平性を保つための徴収強化をあわせて対応していきたい。

### 妊産婦の定期健診に伴う公費の助成拡大について

笠島道子 議員

#### 質問

厚生労働省は、今年1月16日に妊婦健康診査の公費負担の望ましいやり方についての通達を出した。少子化対策の一環として、妊娠中の健康診断費用の負担軽減が求められており、妊娠出産にかかる経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助にするとともに、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、自治体における公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。平成19年度地方財政措置で、妊婦健康診査をも含めた少子化対策に

おいて、拡充の措置がなされ、各市町村において、公費負担について、相当回数の増が可能となることから、積極的な取り組みが図られるように、周知徹底をお願いするという旨のものである。

これを受けて、今年度から妊婦健康診査の回数を公費で負担する回数が増やした自治体が全国では17・8%に当たる316あることが、10月31日に厚生労働省の調査で分かった。今年度中に増やす予定の自治体が100、これは6%に当たる。来年度以降に増やす方向で検討中の自治体も1077、59%に当たり、全体として公費負担を拡大する流れが強まっている。また、茨城県内で平成19年度から公費負担を増やしている市町村は、19年4月より牛久市が3回、東海村、高萩市、石岡市が10月より5回実施している。20年度から公費負担を増やす予定の市町村は、検討中の3市町村を含めて40市町村にもなっている。中でも、5回に増やすことを検討している市町村は34市町村あり、3回または3ないし5回を検討しているところは、それぞれ1市町村である。2回のままで金額のみを増やすということを検討しているのが1市町村ある。そこで、今後、下妻市としては、妊婦健康診査の公費負担についてどのように検討しているのか伺いたい。

#### 答弁

妊婦健康診査については、現在2回の公費負担を実施しているが、近年、高齢出産やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康を確保する上で、その重要性、必要性が一層高まっている。厚生労働省においても、少子化対策の一環として、妊娠中の健康費用の負担軽減が求められており、一般妊婦健康診査について、自治体における公費負担の充実が指摘されているところである。また、健康な妊娠、出産を迎える上で、最低限必要な妊婦健康診査については、少なくとも5回程度と考えられていることから、経済的理由等により受診をあきらめる妊婦を生じさせないため、5回を基準として公費負担の範囲を検討することが望ましいとしている。

このため、県において、医療機関に委託する妊婦健康診査の健診項目や、実施する時期、委託の標準単価等を県医師会や市町村と調整を図った結果、厚生労働省が必要とする5回を基準とする妊婦健康診査の案が示され、県や県医師会からも回数増への積極的な取り組みについて、要望があったところである。当市としても、指示された案により、来年度の当初予算で、5回健診に対応できるよう調整している。



### 子どもの安全対策・通学路の整備について

中山勝美 議員

#### 質問

第5次下妻市総合計画、第1章、地域で支える安全・安心都市として、さまざまな施策が上げられている。今、社会で起きているさまざまな事件、特に子供たちをねらった犯罪には、強い憤りを抱く1人である。市民の多くは、安全・安心のまちづくりを望んでいる。未来を担う子供たちの安全・安心は、我々大人の責任において守らなければならない。

そこで、(1)市内に不審者が出没するとのことだが、警察官OBなどを活用した防犯サポート制度の導入をして、子供の安全対策を図るべきであると思うが、執行部の見解を伺いたい。

(2)県道山王下妻線、若柳牧本地内JA騰波ノ江支店裏手に通学路がある。県道といっても狭く、見通しも悪い、子供が危険であるとの声が地元から上がっている。1日も早く通学路の整備を県に要望

し、子供たちの安全を確保すべきであると思うが、執行部の見解を伺いたい。

#### 答弁

(1)茨城県警察では、平成18年4月からスクールサポート制度をスタートさせた。この制度は、警察官OBなどから採用して、各警察署に配属し、児童・生徒などに対する防犯講話、不審者対応訓練などの巡回指導、防犯パトロール、通学路の安全確認、学校訪問による施設整備の点検及び助言などを行っているっており、下妻警察署にも1名配属されている。

また、茨城県教育委員会でも、平成18年度から、茨城県スクールガードリーダー活用推進事業をはじめ、防犯の専門家や警察官OB等による学校の訪問指導を実施している。当市では、市内在住の警察官OB1名が、茨城県教育委員会からの委嘱を受け、市内各小学校区ごとに、朝の通学時間帯と夕方の下校時間帯の巡回や、立証指導、危険箇所等があれば、学校及び教育委員会の報告等を行っている。また、常総ひかり農協や下妻市商工会青年部など、市内6団体にも協力をいただき、車に防犯パトロールステッカーを貼り、地域の防犯活動を行っている。

今後も、このような制度の活用を図るとともに、警察、学校、保護者等、関係諸機関と連携をとり





歩道が狭く、危険な通学路

ながら、引き続き子供たちの安全確保及び学校等の安全管理に努力する。

(2) 去る10月16日に、騰波ノ江小学校長及びPTA会長より、通学路の安全確保についての要望書が、下妻市教育長に提出された。また、10月19日には、神明・福代地区長及び騰波ノ江小学校、幼稚園PTA会長より、通学路の危険箇所改善に関する要望書、さらに10月26日には、神明・福代地区長及び牧本区長、並びに騰波ノ江小学校長、幼稚園長及び騰波ノ江小学校、幼稚園PTA会長連盟で、通学路の安全確保についての要望書が、それぞれ下妻市長に提出されたところである。

要望書の内容は、いずれもJA常総ひかり騰波ノ江支店、北側箇所、神明集落内を通る県道山王下妻線から県道谷和原筑西線の交差点に至る県道区間について、交通量が多い中で、通勤時間帯と子

供たちの通学時間が重なることから、大変危険な状況にあるため、通学者の安全確保のための歩道の設置と、関東鉄道常総線西側に設置してあるガードレールの位置の変更についての要望である。市として、早速現場の状況を確認し、10月30日に道路管理者である茨城県常総土木事務所長に対し、県道山王下妻線、騰波ノ江地内整備要望書を提出し、要望活動を行った

ところであるが、常総土木事務所としては、今後、測量調査を実施し、交差点整備の検討を行いながら、事業着手に向け、予算要望していきたいとのことであるので、今後も引き続き、早期事業化をめざして、強く要望したいと考えている。

**農業政策について**  
鈴木秀雄 議員

農業政策について、農業に対する米、梨、麦、大豆以外のどのよ

うな指導をしているのか。隣接する八千代町では、白菜の産地として売り出し、また坂東市では、ネギの産地として、坂東ネギを出荷し、名声を高め、テレビでも報道され、生産者に対し、経済的にも安定した供給が行われているようである。当市でも、健全な財政を築くためにも、下妻市特



特色ある農業の推進を

産物を生み出す施策があるのか。また、どのように生産者に対し指導していくのか、伺いたい。

**答弁** 下妻市の農業経営形態は、水稲を中心に、果樹、畜産、野菜等を

組み合わせた複合経営が主体となっている。野菜の振興策としては、指定銘柄産地の千国キュウリ、指定銘柄推進産地の大玉スイカがあり、さらに水菜等の葉採類に関しては、パイプハウス等の導入を図り、作付け面積の拡大と所得向上に努めている。また、路地野菜については、ネギが年々増加傾向にあり、現在50ヘクタールが作付けされ、所得目標10アール当たり50万円と設定して、県補助事業の導入により、生産技術の向上や省力化を図っている。

畜産の振興については、40戸の養豚農家で、約3万6千頭を飼育しており、大規模飼育農家では、環境対策の一環として、ふん尿処

理施設を設置するため、国・県の補助事業である資源循環型畜産確立事業を活用している。また、中小規模農家に対しては、減農薬、有機農法で生産する安心・安全で、付加価値のある農産物の作付けを推進し、道の駅しもつまやピアスパークしもつま、やすらぎの里農産物直売所への出荷を働きかけるなど、特色ある下妻の農業を推進しているところである。今後も、農家所得の向上につながるよう、農協、生産者団体と協議の上、必要な事業については、国・県等に積極的に要望したいと考えている。

**合併後の市民への対応について**  
菊池 博 議員

(1) 新庁舎建設については、平成19年第2回定例会において、予算書及び財政状況から判断して、3

年以内の着工は可能なのかと質問した。これに対して、合併の協定事項ということで、重く受けとめているが、当初全事業費が起債対象事業であると理解していたが、現実には多額の一般財源が必要であり、財源の財政状況を考えて、3年以内の着工は厳しい状況にあり、今後は建設資金確保をめざし、庁舎建設基金を創設し、中長期展望に立ち、建設に向けた取り組み

をしていきたいと答弁している。今回の議案第62号で、庁舎建設基金の制定についてが上程され、第2回定例会の答弁が実行され、まさに決断と実行を実施したあかしであり、一定の評価をしたいと思う。しかし、市民、特に旧千代川村民の中には、新庁舎は本当にできるのか、財政上厳しいのなら、少し先送りしてほしいという声も必ず実施してほしい、新庁舎建設はどうなっているのか等々、執行部の説明不足により、不安・不満がだいぶあるようである。私も市民に対し個別に説明し、一定の理解はいただいていると思うが、限度がある。そこで、以前合併前に旧千代川村民を集めて合併時の説明会を開催したが、あのような説明会を開くなどして、不安・不満を解消する説明責任が執行部にはあるのではないか。

(2) 合併当初の理念の中に、サービスは高い方に、料金などは低い方にとの大原則があったように思うが、合併後によくなったというより、合併後サービスが悪くなったという市民の意見が大半のようである。例えば、保育所のバス廃止問題、庁舎が距離的、心理的にも遠くなってしまう。市のバスが1回しか借りられなくなった。子供の予防接種は場所も遠くなった、待ち時間が非常に長くなった



現在の市役所本庁舎

など不満が聞かれる。反面、保育所については、保育時間が延長されよくなったという意見もある。合併後の一時期は、制度上の違いから、不満が出てくることは他の自治体の例からも明らかであつて、ある程度は仕方がないという面もある。しかし、執行部としては、市民の不満を聞き入れ、できるだけよい方向に改善する必要があるのではないかと。市では問題をどのように把握し、どのように対応すべきか伺いたい。

**答弁**

(1)新庁舎建設については、アクセス道路とともに、合併時の協定事項であるので、重要な施策として位置づけしている。このたび、新庁舎建設の具体的な第一歩として、建設財源を確保するため、庁舎建設基金条例及び積み立てを実施するための補正予算を提案した。新庁舎建設については、議会の一

般質問や区長による対話集会においても質問をいただき、その都度説明してきたが、今後も庁舎建設に限らず各種事業については、広報や対話集会を通して、多くの市民に説明したいと考えている。

(2)合併の大原則はサービスの低下を招かないことであつたが、市民サービスを含む事務事業の調整については、これまで合併協議会において協議され、その都度合併協議会だより等で報告してきた。また、合併後の社会経済状況の変化などにより、制度が変わつたものもある。特に、千代川地区の方には、窓口業務については、一部本庁まで足を運んでいただかなければならない煩わしさなどに対する不満の声や、下妻地区の方には、

千代川庁舎に行かないと用を足すことができないなどの声を聞くことも確かにある。

個々に見ていくと、いろいろな面で低下したものもある。しかし、千代川地区の方々にとっては、それ以上に障害者のおむつ代助成や、寝たきり老人等福祉手当、延長保育など、福祉関係ではかなりの面で未実施が実施するようになったものや、支給額の拡大など、各種サービスでよくなったものも数多くある。

いずれにしても、今の厳しい財政状況であるので、なお一層の行政改革を推進し、住民福祉の向上をめざし、努力したいと考えている。

また、市と県の2枚のキッズカードが発行されている。それぞれのメリットがあると思うが、2枚発行されているものを1枚に統合することはできるのか。また、もっと使い勝手のよいものに改善できるのかを伺いたい。

(2)児童館設置について、学童保育等さまざまな取り組みをしていることは承知しているが、現在市内には高道祖の1カ所しか児童館がない。千代川地区の方から、千代川庁舎と同じ敷地内にある保健センターがあいているようなので、そこに児童館はできないだろうかというお尋ねがあつた。そこで、

**質問**

(1)昨年6月の一般質問で、子育て中の家庭の負担を軽減するため、買い物やレストランでの食事、美容院、その他の施設を利用する際に、料金割引や特典を受けられる企業協賛による子育て支援への取り組みについて提案したところ、下妻市として、本年7月から県内に先駆けて、キッズカード事業が創設された。

**子育て支援について**  
山中祐子 議員

実際その保健センターが現在あいているかどうか、また、あいているとしたら、児童館としての実施は可能なか伺いたい。

(1)下妻市キッズカード事業は、小学校修了前児童を養育する世帯に対し、協賛企業等の割引サービス等の便宜の共用を受けることができるキッズカードを交付することにより、子育てを行う保護者の経済的負担の軽減を図り、地域全体で子育て支援をすることを目的としている。現在、市内の協賛店は169店舗、カード発行枚数は約2800枚である。

茨城子育て家庭優待制度は、妊娠中の方から18歳未満の子供のいる世帯に対し、地域、企業及び行政が一体となって、子育て家庭を支援する機運を醸成することにより、子連れでの外出を温かくサポートできる地域づくりや、子供を持つてよかった、子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めることを目的としている。

茨城県内の協賛店、1620店舗のうち、市内協賛店は80店舗、市内カード発行枚数は約3300枚である。下妻市キッズカードのメリットは、経済的負担軽減と、子育て意欲の高揚を図り、少子化の歯止めとしての効果が期待されるとともに、地元商店街の活性化にもつながるものと考えている。

**答弁**

一方、県のカードは県内全域が対象となるので、県内他市町村からの来客も期待できる。

市と県のカードが2枚あると不便ではないかとのことだが、対象年齢や協賛店が同じでない場合もあり、利用する方がとまどいを感じることもあるかもしれない。今後については、近い将来、協賛店等の理解を得、カードの統一をしていきたいと考えている。

(2)児童館は児童福祉法の児童厚生施設で、建物には集会室、遊戯室、図書室、事務室等が必要で、広さは最低181・12㎡以上、職員は2人以上の指導員を置かなければならないなどの設置基準がある。千代川保健センターでの児童館設置は可能なかとのことだが、現在、千代川保健センターは各種健診等で、月に10日程度利用されている。この建物は、昭和60年に建設され、鉄筋コンクリートづくり、平屋建て、502・61㎡、建設に当たっては、事業約9600万円のうち、国・県より4000



市と県で発行されているキッズカード

円の補助を受けている。この補助金は、保健センター建設費補助金であり、児童館として利用するには、補助事業の目的外使用となるので、補助金の返還が生じると考えられる。この建物は鉄筋コンクリートづくりなので、耐用年数は65年となり、返還額は約2600万円と多大な金額が見込まれる。現在の下妻市の財政状況での補助金の返還は、非常に困難である。

したがって、現状では保健センターを児童館として利用するのは難しい。

### 鬼怒川・小貝川の水害対策について

須藤豊次 議員

#### 質問

(1) 4年前の一般質問で、鬼怒川に無堤防のところがあり、5年に

1、2回は洪水になり、あと1日大雨が降ると、決壊しそうになると質問した。答弁では、一部区間に堤防が築堤されていないが、国土交通省ではこの地域を山付堤という考え方をしており、堤内の地盤の高さが河川の計画高水位よりも高い地盤であるため、山付堤が治水のかなめとなり、洪水の危険性は極めて少ないということから、現在のところ築堤の計画は立っていないが、地域住民の不安はわかり知れないので、今後は鬼怒川下流改修維持期成同盟会を通じ、国

土交通省へ築堤の要望をしていきたいとのことであった。

平成16年10月、国土交通省鬼怒川河川事務所が鬼怒川中流部付近の形状を把握するため、当地域において測量調査を行い、計画高水位が宅地にかかるところがあると住民に報告した。その報告を受けたことから、連続堤防として整備する要望書が、地元区長を通じて提出されていると思う。

最近では、異常気象による集中豪雨などが予想され、また水路や排水路護岸が整備され、農地の保水力が弱り、河川に直接流入しやすい状況にあり、河川の豪雨災害への対応は急務とされている。山付堤の役目のない無堤防の対策について、見解を伺いたい。

(2) 小貝川の中郷地区での堤防の漏水問題について、中郷地区漏水護岸災害復旧工事610mが1年間で工事される。今後さらに堤防の補強がつながるとのことだが、その後どのように整備されているか、伺いたい。

#### 答弁

(1) 下妻市内における無堤防地区は、長塚地内約200m区間と、

前河原地内約700m区間の2カ所となっている。かつて国土交通省では当該地区について、堤内地盤の高さが河川の計画水位よりも高い地盤であることから山付堤と



鬼怒川の無堤防地区

して溢水や破堤などによる洪水の危険性は極めて少ない地域と位置づけをしていたが、地元住民の洪水に対する不安から、平成15年に国土交通省に対し下妻市長名で築堤に向けた陳情書を提出した経緯がある。

平成16年から国土交通省により現地測量調査が開始され、調査の結果、前河原地内の無堤防地区は、計画高水位に達した場合、家屋2棟の庭先が20cm程度、冠水の危険があることが確認された。そのため、平成17年12月に前河原自治区住民の署名を添えた堤防設置に関する要望書を国土交通省下館河川事務所へ提出するなど再陳情を行ったことから、国土交通省から盛土による築堤案が示されたところである。しかし、築堤の際の用地確保や、築堤により従来自然排水されている宅地内雨水が排水不能になることから、内水処理のための新たな排水路の設置が必要とな

るなど、市の費用負担や技術的問題を抱えているところである。今後も引き続き、国土交通省下館河川事務所と協議を重ねる中で、より詳細な現地調査を実施し、課題の解消に取り組みたい。

(2) 小貝川においては、昭和61年の台風10号の影響により高道祖地内に大きな被害をもたらした経緯がある。近年においても、大型台風や集中豪雨による河川の増水がたびたび発生し、洪水になれば堤防の弱い箇所や低地での被害が予測されるため、地域住民の安心安全対策のため、国土交通省に対し堤防の補強工事の促進を働きかけ

### 企業誘致の現状と今後の取り組み方について

原部 司 議員

#### 質問

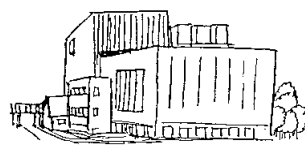
(1) 下妻市では、以前は幾つかの企業があり、多くの雇用、土地、建物、固定資産税、法人市民税などがあり、それらは市の税収に大きく貢献してきた。しかし、近年で

は企業の幾つかが撤退し、雇用の創出と市の税収に少なからず影響を及ぼしていると思う。当市では現在、財政基盤の強化を図るべく、自主財源確保に努力されているようであるが、これからは雇用の安定と税収を見込めるためには、企業誘致が喫緊の最重要課題ではな

ている。平成14年の台風6号による小貝川沿川中郷地区の漏水箇所については、市からの要望に基づき、国土交通省において平成15年から中郷上・下漏水護岸災害復旧工事を実施し、補強工事が完了している。また、平成17年からは高道祖地先の我孫子河道掘削工事はじめ、高道祖地先の築堤工事及び低水護岸災害復旧工事、さらに大園木下流漏水対策工事が完了している。さらに本年も下田地先の下田低水護岸災害復旧工事及び柳原地先の柳原河道掘削工事が進められ、流下能力の低い箇所の改善が促進されている。

いか。そういう中、高道祖桜塚地区に国内でも優良企業であるSMC(株)の進出が決まり、市や市民にとって大変明るいニュースではないかと思う。そこで、市では優良企業であるSMC(株)での雇用と税収について、どのくらいに試算しているのか伺いたい。

(2) マネジメントシステムとは、企業家が会社業績を上げる上でもっとも大切な手法、要するに会社を経営、管理、監督することを意味するが、これからの行政も経営感覚を持って行政運営をしていかなければならないと思う。特に市長は、下妻市のトップセールスとしてマネジメントシステムを活用することが理想ではないか。今年



10月には近隣5市町で企業立地促進法に基づく地域産業活性化協議会を設立し、小倉市長が協議会の会長に就任したと聞いている。これをきっかけに下妻市の将来を展望できるような、自立したまちづくりに向けて、企業誘致に尽力していただきたいと思う。そこで、企業誘致のために市長を中心とするマネジメントシステムを立ち上げてはと考えるが、そのような考えはあるのか伺いたい。

**答弁**

(1)現在、下妻市開発公社では、下妻桜塚工業団地事業を実施しており、平成21年1月にはS M C(株)へ分譲する予定である。雇用機会の確保、自主財源の確保、地域経済への波及効果など大きなメリットがあると考えている。雇用については、S M C(株)では工場設計画を明らかにしていないので現段階では不明であるが、常総市にある工場は、約6 haの土地に約100人の従業員が勤務しており、当市における工場についても同様な従業員

員数になるのではないかと期待している。税金については、企業からは土地、固定資産税、法人市民税、従業員の個人市民税が見込まれるが、現段階ではS M C(株)からは具体的な建設計画が明らかにされていない。設備投資額が不明なので試算を行うことができない。参考までに常総市の状況は、平成19年度については、法人市民税、固定資産税合わせて約5億円が納められたようである。かなりの金額が期待できると考えているが、財政の仕組みにより税収が増加すると交付税は減少し、税収が減少すると交付税は増加するシステムになっていることは、常に頭に置いておかなければならないことである。

(2)トップセールスは重要であると認識している。S M C(株)に対する誘致活動においても、市長、副市長が企業訪問を行ったことが誘致に成功した原因の一つであると考えており、今後もトップセールスは積極的に進めてもらいたいとお願している。企画課では、組織的に円滑な意思疎通と連携が保たれており、スムーズな誘致活動ができていますと考えている。特に企業誘致は最重要課題であり、市長を先頭に関係者が一致団結し、取り組んでいるところである。また、本年10月15日には結城市、筑西市、桜川市及び八千代町とともに

に、企業立地促進法に基づく茨城県西地域産業活性化協議会を設立した。今後、地域の一体的な振興方策に資する事業に共同で取り組んでいくため、本地域における産業活性化に向けた基本計画を策定し、国の同意を得ることにより、固定資産税を減免することによる減収分の一部を普通交付税で補填するなどの国の支援措置を受けることができるよう、作業を進めているところである。今後とも、自立したまちづくりを確立するため、企業誘致は最重要課題であると認識している。市長を先頭に誘致活動を展開していきたい。

**梨農家の生産販売の見直しを検討しては**

栗野英武 議員

**質問**

下妻市の梨栽培の面積は、県内2位、県の名産品に指定されているほどである。しかし、全国的に見れば梨の産地は多く、競合しており、少しでも高い値段で出荷したいのは生産農家としては当然である。やむを得ず出荷調節をしなければならぬ、そのため梨の味も本来の味と微妙に違ってくる。やはり、梨は自然に成熟したものが一番おいしいのが当然であり、本物の味を知ってもらうには直接販売するしかない。梨が持つてい

る本来の味を賞味してもらう直接販売方式を導入することは新たな需要を起すことにもつながり、生産農家の収入増にもつながるものである。新たなお金の流通がまちの活性化にもつながる。道の駅の梨の売り上げが多いのは皆様も十分知っているはずである。

T Xが開業して2年2ヶ月、関東広しといえども駅をおりたら梨狩りの里といえるのは関東の駅百選に選ばれた騰波ノ江駅だけである。2年も過ぎてまだ何も策をせず、手をこまねいているなど怠慢としか言いようがない。奉仕の精神、公僕が精神が生かされていない。このままでは下妻の梨も東西の谷間に実る梨となり、やがては名産でも何でもなくなってしまう。まさに決断と実行である。梨農家の後継者が希望の持てるシステムを作るお手伝いを執行部などにしてほしいと思う。市長対話でも区長さんをお願いしているのである。執行部の見解を伺いたい。

**答弁**

現在、市内には209戸の梨農家があり、その出荷形態は共同選果場が52戸で73%、任意組合が35戸で17%、個人出荷が22戸で10%となっている。1箱10キロ当たりの販売単価と比較すると、共同選果場では平均3千円となっているが、任意組合では平均2千5百円であり、5百円もの開きが生じている。



騰波ノ江駅前に広がる梨畑

梨農家の7割以上を出荷する共同選果場では、栽培管理と品質管理が徹底しているため、市場からの引き合いも多く、結果的に有利に販売することができ、そのようになっている。共同選果場へ出荷することで出荷調整作業による負担軽減が図られ、梨の肥培管理等に労力を集中させることができる。メリットがあると考えている。

今日まで下妻市の梨は、組織力を最大の武器に発展してきたが、近年の若年層の果物離れなどによる市場単価の低迷や、産地間競争の激化などにより、農業経営が困難な状況になってきている。農家の所得を確保する上で、市場出荷だけでなく直売率を向上させることの重要性は第一、第二の両選果場とも認識をし、直売に力を入れており、選果場敷地内に直売所を設置しているほか、道の駅、やすらぎの里での販売にも努力をしているところ。平成19年産はその

率は5・9%になっている。

しかしながら、選果場に出荷している個々の農家が、個人での直売や観光果樹園経営に乗り出すことは、長年かけて築き上げてきた産地としてのまとまりや安定供給を期待している市場からの信頼を損ね、系統組織の崩壊につながる。市としては、JA系統組織による観光果樹園の設置であれば、組織を崩壊させることなく、しかも選果場直売所への集客力強化が見込めるものであり、農家所得確保の手段としては最も効果的であると考えている。完熟梨をもちとり、食べてもらい、下妻の梨のファンを一人でも多く増やすことが長年の悲願でもあったので、今年度、県普及センター、JA、生産者、下妻市の4者で系統組織が経営する観光果樹園を、関東の駅百選に選ばれた騰波ノ江駅や道の駅付近等に設置に向けた具体的な協議を始めたところで、今まで以上に販売組織の有利性の確保に全力を挙げたいと考えている。

## 全国学力テスト結果と市の対応について

倉田惠三 議員

### 質問

文部科学省は全国学力テストを実施し、結果を公表した。結果について、基礎的な知識や計算力

はおおむねできてはいるが、読解力や知識を実生活に活用する力が不足しているということである。都道府県別に正答率が示され、教育関係者からは自治体間、学校間の点数競争の激化を懸念する声が上がっている。新聞報道によると、県内42市町村の教育委員会では、個別データについては数字がひとり歩きして、自治体や学校間の序列化、過度の競争を招くおそれがあるとして、原則公表しない方針であるということである。市町村教育委員会には、全国や県の平均正答率などに加え、市町村内の各学校別成績も提供されるということであるが、過半数の教育委員会は学校や校長会に対しても、他校の成績はもとより、市町村の平均正答率についても一切公表しないということである。

そこで、(1)学力調査、学習状況調査を受けて、今後の指針としてどのようなものが挙げられるか、伺いたい。

(2)学力調査の面では、抽出調査でも十分把握できる範囲のものだと言われているがどうか。

(3)文部科学省は「序列化につながるという取組みが必要だ」と言っているが、実際には都道府県ごとの平均点を公表して順位争いをおおっていることになる。市ではどのように考えているのか。

(4)①テストの採点は民間企業が



行ったが、採点業務に携わった派遣労働者は、「採点基準がぐるぐる変わった」と言っている報道がある。このようなテスト結果を学校現場として実際に活用できるのか。

②学力テストの答案用紙の回収や採点業務は、N T T関連会社や受験産業に関連する民間企業に委託された。小学校6年生は答案用紙に名前を記入したということであり、民間業者がデータを知ることができたわけである。個人のテスト結果が絶対に漏れてはならないと思うが、どのような対策を考えているのか。

### 答弁

(1)既に全国学力・学習状況調査検討委員会を組織し、結果の分析を開始しているところである。検討委員会の目的は、分析結果を今後の指導に生かすこと、さらに学力水準の向上をめざすことにある。国語、算数、数学の学力と学習状況を詳細に検討することにより、本市の児童・生徒の学力の課題を明確にするとともに、生活習慣や学習環境との相関関係についても分析し、今後の指導法の改善に役

立てたい。

(2)抽出調査であると、地域や学校の大まかな状況を把握することはできるが、児童・生徒一人一人の学力や学習状況を把握することはできない。本市においては、学校の概況及び個人の結果について、児童・生徒一人一人の課題等を保護者に伝え、解決に向けた学習のあり方についてきめ細かく指導していく考えである。今回のように全児童・生徒を対象にした調査は、一人一人に対する成果と課題の把握、改善への活用という意味で、抽出調査とは違った意義のあるものであったと考えている。

(3)この調査の目的は鑑み、数値がひとり歩きしたり、結果の一部が曲解されたりして、学校の序列化や子供の順位付けがなされたり、過度の競争心をあおるといようなことがないように取り組むことが大切と考えている。したがって、市の平均正答率、学校ごとの平均正答率などは公表せず、保護者に学校の概況と個人の結果をお伝えし、一人一人の学習意欲の向上につながるよう指導していきたい。

(4)①そのような経緯については全く承知していない。最終的には適正な採点基準で採点されたものと認識しているので、この結果を真摯に受けとめ、全国学力・学習状況調査検討委員会で結果の分析を進めているところである。②調

## 窓口業務の充実について

松田利勝 議員

### 質問

新下妻市になった現在、用件によっては本庁舎まで来庁しなければならぬ。以前にも選挙の期日前投票が千代川庁舎ではできなかったということがあり、最近では時期的なことであっても、ご年配の方が「インフルエンザ予防接種の申請も近くできないから不便だ」と言っているとの話を聞いた。私も仕事柄、ご年配の方から、「そんなに遠くへ行けば適度な運動だと思っていけるんだが、あんまり遠いと体力的に無理なので、結局は家族の若い者に頼むしかない。でも、できるだけ働いている家族には迷惑はかけたくない」といった話をよく聞く。であるから、日時限定でもいいと思うので、利便

性の悪い周辺地域ぐらゐは業務受付だけでもできるよゐにしてあげたらどうか。



そこで、現在、本庁舎でしかできない業務を、受付だけでも千代川庁舎のくらしの窓口課や各公民館等の公共施設を有効活用して、周辺地域の住民、特に高齢者がさまざまな面で利用しやすく、便利な環境を整えてあげてはかがか。

答弁

庁舎が本庁舎、第二庁舎、千代川庁舎と3カ所に分かれていること

とから、旧下妻市内に住んでいる方は教育委員会や経済部、農業委員会に用がある場合、千代川庁舎に出かけなくてはならず、旧千代川村内に住んでいる方は、教育委員会や経済部、農業委員会以外に用がある場合、本庁舎、第二庁舎まで出かけなくてはならない等、合併前と比較すると4キロメートルほど遠くなった。

合併に伴う事務調整の中で、市民の利用機会の多い業務、市民課、生活環境課、市民安全課、税務課、保険年金課、介護保険課、福祉事務所、収納課、下水道課、水道事業所の業務の一部については、千

代川庁舎でも常時受付できるようにくらしの窓口課を設置した。また、老人保健や更新、税の申告などにおいては、本庁舎から千代川庁舎に職員が出向いて受付業務を行うなど、合併によってできるだけ不便を来すことのないようにしているところである。

さらに、65歳以上の方で、市外の医療機関でインフルエンザ予防接種を受ける方を例にすると、当初、予防接種券の二重交付を防ぐという観点から、保健センターのみでの受付とされていたが、急ぎの

農業の発展について

小竹 薫 議員

質問

(1) 農業基盤整備に関して、むらづくり総合整備事業が計画されているが、今まで進められていた農村総合整備統合事業との関連性、そして霞ヶ浦用水などの畑総事業や国・県、そういった補助事業も何本か進められている。インフラ整備によって、今まで軽トラトラックでしか入れなかったような道も大きく、4トン車、大型トラックなどが入れられるように、整備が進められている。国の立ち上げの時期からは後れをとってなかなか進まない状況でもあるが、インフラ整備をどういう位置づけで進めていく

方を除いては千代川庁舎のくらしの窓口課でも受付をし、後日、保健センターから予防接種券を郵送するという方法を取り入れたところである。このようなことで、今後も高齢者の方々の負担軽減に関しては状況に応じて適切に対応する。

なお、公民館、そのほかの庁舎以外の公共施設の利用については、場所の設定等で問題の生じるおそれがあるので、現状では本庁舎、第二庁舎、千代川庁舎を中心に対応したいと考えている。

か。総合整備事業といったものでも説明がなされたが、まず市としてこんな風によつていけば農家が発展していくというような写真をも伺いたい。

(2) 担い手農家の育成、農業所得の向上など、農家の方一人一人が収益力を上げてこれからも一生懸命農家を続けていこう、そして担い手も育てていこう、各農家が今の世代で農業従事を断念せざるを得ない状況もでてしていると聞いていますが、そういったものを市として補助して、これからも緑豊かな田園風景を維持していくためにも、市としてやれることをどういう風に考えているか、伺いたい。

答弁

(1) 現在、むらづくり交付金事業の初年度として、計画書等の作成

をしているところである。この計画書の作成と合わせて、昨年度まで実施してきた農村総合整備統合補助事業の残事業となったもののうち、特に要望の強い8路線の実施に向けて、国・県との協議を重ねているところであるが、国の財政状況から採択基準が予想した以上に厳しく、各種の条件が付けられ、関係農家の協力が得られなければ実施ができない等の状況となっている。平成20年度から予定している8事業の内訳だが、農道3路線、排水1路線、用水1路線、集落道1路線及び道路排水2路線となっている。

市内の農業基盤整備事業の状況であるが、水田の整備率は県平均に近い73・7%で、現在ほ場整備事業を騰波ノ江、大宝、大宝沼の3地区で、農道整備事業を1地区で、排水整備事業を1地区で実施中で、収益性の向上を図り、農業経営の安定に努めているところである。

中小規模農家への支援策としては、水田農業支援センターが中心となり、集落単位での集落間農業の役割分担ができる集落営農を推進することや、減農薬、有機栽培等の特色のある農業をめざし、農畜産物の高付加価値化を推進するとともに、農産物直売所への出荷の促進や地産地消の推進などにより進めていきたいと考えている。



現在実施されているほ場整備事業(大宝地区)

# 議会用語

## 【本会議】

議員全員が議場に集まって会議をするのが「本会議」です。本会議は、市長や議員から提案された予算案や条例案等について、市議会の最終的な意思を決めたり、質問を行って市当局の考え方を質したりしながら、市政をチェックする大切な会議です。

## 【定例会】

毎年3月、6月、9月、12月の年4回開かれる会議をいいます。

## 【臨時会】

定例会以外に必要な場合、臨時に開かれる会議をいいます。

## 【招集】

議会を開くために、議員に一定の日時に一定の場所への集合を要求することをいいます。議会の招集の権限は市長にあります。議長が議会運営委員会の議決を得て請求した場合や議員定数の4分の

## 【開会】

議長の開会宣告により、議会の活動が開始されることです。

## 【休会】

議会が会期中に一時、活動を休止することです。

## 【閉会】

議会の活動能力が終了することです。

## 【会期】

議会の開会から閉会までの活動できる一定の期間をいいます。

## 【議事日程】

議長が定めるその日の会議（本会議）の日時・件名・順序を記載したものです。

## 【議案】

議会の議決を要する案件をいいます。議案は市長から提案されるものと議員から提出されるものが

あります。条例の制定・改正・廃止・予算を定めること、決算を認めること、人事に同意することのほか意見書・決議などがあります。

## 【可決】

議決結果の一つで、採決のとき全会一致または賛成多数により、その議案に対し「可」として意思決定することです。その反対が「否決」です。

## 【委員会】

市議会で取り扱う問題は数が多く、内容も複雑多岐にわたっています。これを議員全員で一度に審議するよりも、いくつかの部門に分けて専門的に詳しく審査した方が能率的です。そこで「委員会」が設けられています。委員会には、法律に基づいて設置される「常任委員会」と、必要に応じ本会議の議決に基づいて設置される「特別委員会」とがあります。また、議会の運営に関する事項等を協議する「議会運営委員会」が法律に基づいて設置されています。

議員は、少なくとも一つの常任委員会に所属することになっています。尚、本会議には、任意の委員会として、議会だよりの編集を行う

「議会だよりの運営委員会」もあります。

## 【付託】

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を委託することです。

## 【一般質問】

議員個人が議長の許可を得て行政事務全般について、市長をはじめとした執行機関に対し、事務の執行状況や今後の方針などについて、定例会において訪ねることです。

## 【審議】

議会の会議で提出された議案などについて、説明を聞き、質疑、討論を重ね表決するという一連の過程のことです。

## 【審査】

委員会において、議会の議決の対象となる議案などについて、議論して一応の結論を出す一連の過程のことです。

## 【継続審査】

議会の会期中に審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、閉会中も引き続き委員会でも審査することです。

## 【請願】

市政に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願は議員の紹介が必要です。

## 【陳情】

請願と同様に市政に関する事項などについての意見や要望を、議会に対して提出することです。請願と違い紹介議員は必要ありません。

## 【意見書】

市だけでは解決できない問題を、国や県に対し市議会の意見として提出する文書のことをいいます。意見書は、議員が案文を議長に提出し、本会議で可否を決めます。



## 請願・陳情の審議結果

件名	提出者住所氏名	付託常任委員会	結果
後期高齢者医療制度の中止・抜本的見直しを求める請願	下妻市長塚47-3 鶴田 典夫	文教厚生委員会	継続

### 常任委員会の役割

## 議会日誌

#### 【総務委員会】

行政施策、財政、情報公開、契約、税、選挙、消防活動及び他の委員会に属さない事項などについて審査します。

#### 【文教厚生委員会】

戸籍・住民票、国民健康保険、福祉、市民の健康増進、ごみ、公害対策、学校教育、生涯学習などの事項について審査します。

#### 【産業経済委員会】

農政、農地整備、産業・観光振興などの事項について審査します。

#### 【建設委員会】

道路、市営住宅、都市計画、土地区画整理、上下水道などの事項について審査します。

### ◆ 11月

- 2日 議会運営委員会
- 6日～16日 平成19年第4回下妻市議会定例会
- 6日 本会議 議案上程、説明
- 7日 本会議 議案質疑
- 8日 産業経済委員会
- 12日 予算特別委員会

- 13日 本会議 一般質問
- 14日 本会議 一般質問
- 16日 本会議 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会

- 25日 下妻市議会議員一般選挙
- 25日 議員初顔合わせ会
- 25日 新人議員研修会

### ◆ 12月

### ◆ 1月

- 13日 消防出初式
- 16日 成人のつどい
- 22日 茨城県市議会議長会
- 24日 議会だより運営委員会
- 25日 新春賀詞交換会

### 市議会を傍聴してみませんか

●次の定例会は3月6日から3月25日までの20日間の予定です。  
なお、一般質問は3月18日、21日の2日間の予定です。

(上記日程は変更する場合があります。)

平成19年第4回定例会の傍聴者は12人でした。  
平成20年第1回臨時会の傍聴者は3人でした。

※問い合わせ先 下妻市議会事務局  
0296-43-2111 内線1112・1113

### 編集後記

平成20年の新春を迎え、議会だより運営委員会は、新しい委員により、「議会だより」173号をお届けすることになりました。今回は、平成19年第4回定例会及び平成20年第1回臨時会(初議会)の内容のほか、新議員の紹介や各種委員会の構成等が主なものであります。今後、公平かつ正確な掲載に努力する所存ですので、市民の皆様方の率直なご意見、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



議会だより運営委員会